

変更届出書（決算報告）提出の手引き

◎ 許可申請等の受付及び問合せ

1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く。）
午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

2 場所・電話

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当（県庁第二庁舎3階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-5176, 5177

◎ 経営事項審査についての問合せ

建設管理課審査・指導監督担当 TEL 048-830-5183

◎ 建設業法違反行為についての問合せ

建設管理課審査・指導監督担当 TEL 048-830-5171

◎ 変更届出書（決算報告）の提出について

許可を受けた建設業者は、毎年必ず、事業年度終了後4か月以内に変更届出書（決算報告）を提出しなければなりません（法第11条）。

提出部数は正本・副本各1部です。

◎ 事業税納付済額証明書について

県税事務所発行のものです。

「滞納額がないこと」の証明書ではありません。

◎ 変更届出書（決算報告）の郵送について

新規許可後初めての提出又は経営事項審査と兼ねるものは、郵送で届け出ることとはできません。

郵送は、届出期間内に必着するものに限りします。

目次

1 法人・個人事業主

- 変更届出書（県様式第1号） 1
- 工事経歴書（様式第二号） 2
- 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号） 5

2 法人

- （法人）貸借対照表（様式第十五号） 9
- 損益計算書・完成工事原価報告書（様式第十六号） 15
- 株主資本等変動計算書（様式第十七号） 19
- 注記表（様式第十七号の二） 23
- 事業報告書 29
- 附属明細表（様式第十七号の三） 30

3 個人事業主

- （個人）貸借対照表（様式第十八号） 39
- 損益計算書（様式第十九号） 42

県様式第1号（第2条関係）

変更届出書

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事

般・特別を記入

許可番号 埼玉県知事許可（般・特-〇〇）第 〇〇〇〇〇〇号

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

届出者 〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇

(株) 〇〇建設

代表取締役 〇〇〇〇

決算期を記入

事業年度 （第〇〇期 〇〇年 4月 1日から 〇〇年 3月 31日まで）

が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

①工事経歴書 ②工事施工金額 ③貸借対照表及び損益計算書 ④株主資本等変動計算書及び注記表 ⑤事業報告書 ⑥附属明細表 ⑦事業税納付済額証明書 ⑧使用人数 ⑨建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ⑩定款 ⑪健康保険等の加入状況

株式会社のみ添付する。

資本金が1億円超、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。

記載要領

(1)から(11)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(1)(2)(3)(7)	……	個人の事業年度終了報告書必要書類。
(1)(2)(3)(4)(5)(7)	……	法人の事業年度終了報告書必要書類。
(8)(9)(10)	……	事業年度内に変更があった場合のみ、期末の状況を提出する。
(11)	……	事業年度内に保険加入の加入人数に関する変更があった場合に、届出時点の状況を提出する。

○ 工事経歴書（経営事項審査を申請しない場合）

- 1 許可を受けようとする建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 2 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算を終了したもの）に完成した主な建設工事について、請負代金の大きい順に記入し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記入してください。建設工事の種類ごとに1,2枚。建設工事の実績がない場合は建設工事の種類を記入し、空欄に「該当なし」と記入した上で必ず添付してください。

記載例（経営事項審査を申請しない場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
工事名は場所、内容を具体的に記入

該当するものを「○」で囲む

・土一式については「PC」
・土工・土工・コンクリート工事については「法面処理」
・鋼構造物については「鋼橋上部」
を「○」で囲み、該当する請負代金の額を記入

余白に工事種別ごとに
ページを記入（ページ
数/総ページ）

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	IV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所)にレ印を記載 主任技術者 監理技術者	請負代金の 額の大きい順 に記入	うち、 PC 法面処理 鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月
〇〇土建(株)	下請		浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	(17,100) 30,000		令和 年 月	令和 年 月
埼玉県秩父県土整備事務所	元請		県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500	4,550	令和 年 月	令和 年 月
A	元請		A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200		令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000		令和 年 月	令和 年 月
B	元請		B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600		令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000		令和 年 月	令和 年 月
D	元請		D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700		令和 年 月	令和 年 月
			その他	11件			22,100		令和 年 月	令和 年 月
(主な未成工事)									令和 年 月	令和 年 月
〇〇土建(株)	下請		E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200		令和 年 月	令和 年 月
小計							18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円
合計							18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円

（注）

- 1 1 件の請負契約を分割して複数の建設工事として計上することはできません（建築一式工事を請け負った場合、これを複数の専門工事に分けて計上することはできません。）。
- 2 「配置技術者」欄（氏名、主任技術者・監理技術者の別）には、新規申請以外は必ず記入してください。
- 3 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記入してください。
- 4 工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度を（ ）書きで上段に、全体額を下段に記入してください。
- 5 建設業許可業者は、元請・下請にかかわらず、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

○ 工事経歴書（経営事項審査を申請する場合）

- 許可を受けようとする（受けている）建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算が終了したもの）の工事経歴を記入してください。
- 消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

◎ 経営事項審査を申請する場合について

- 詳細については「経営事項審査申請の手引」を御覧ください。 → 経営事項審査担当 埼玉県 で検索
- 経営事項審査担当 ☎048-830-5183

記載例（経営事項審査を申請する場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

注文者 元請 又は 下請 の別	IV の別	工事名 （建設工事の種類）とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
				氏名	主任技術者又は監理技術者の別 （該当箇所にレ印を記載）	請負代金の 額の大きい順 に記入	うち、 「PC ・法面処理 ・鋼橋上部」 を「○」で囲み、該当する請負代金の額を記入	着工年月	完成又は 完成予定年月
埼玉県秩父県土整備事務所	元請	県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500 千円	4,550 千円	令和×年×月	令和×年×月
A	元請	A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200 千円		令和×年×月	令和×年×月
B	元請	B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請	浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	(17,100) 30,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請	戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請	C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000 千円		令和×年×月	令和×年×月
D	元請	D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700 千円		令和×年×月	令和×年×月
		その他	11件			23,100 千円		令和×年×月	令和×年×月
(主な未成工事)								令和×年×月	令和×年×月
〇〇土建(株)	下請	E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200 千円		令和×年×月	令和×年×月
小計						18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円
合計						18 件 81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事 41,000 千円	4,550 千円

(注)

- 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記入してください（※1, ※2）。
- 「1」に続けて、「1」以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください（※1, ※2）。
 ※1：税込 500 万円未満（建築一式については、税込 1,500 万円未満又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅）の工事については 10 件まで記入すればよい。
 ※2：請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記入不要。
- 「2」に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記入してください。

◎ 建設業許可業者は、「変更届出書」（決算報告）に工事経歴書を添付して提出する場合は、経営事項審査において当該工事経歴書を用いることができます。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することとを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することとを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 5 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 6 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 7 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 8 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 9 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 10 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 11 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

該当するものを「○」で囲む (用紙A4)

○ 直前3年の各事業年度における工事施工金額

記入したすべての事業年度(決算処理を終了したもの)について、許可を受けようとする建設業の建設工事の種類・既に許可を受けている建設業の建設工事の種類・その他の建設工事の施工金額の内訳を記入(施工金額がない場合は、数字欄に「0」と記入)

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式	工事	建築一式	工事		
第○期 令和○○年4月1日から 令和○○年3月31日まで	元請 公共		35,600	83,500	0	0	119,100
	民間		0	0	2,600	0	2,600
	下請		0	0	41,540	0	41,540
	計		35,600	83,500	44,140	0	163,240
第○期 令和○○年4月1日から 令和○○年3月31日まで	元請 公共		41,000	48,000	0	0	89,000
	民間		0	26,020	22,000	0	48,020
	下請		0	0	31,800	14,600	46,400
	計		41,000	74,020	53,800	14,600	183,420
第○期 令和○○年4月1日から 令和○○年3月31日まで	元請 公共		58,160	62,710	16,500	0	137,370
	民間		0	0	24,500	0	24,500
	下請		0	0	40,200	0	40,200
	計		58,160	62,710	81,200	0	202,070
第○期 令和○○年 月 日から 令和○○年 月 日まで	元請 公共						
	民間						
	下請						
	計						
第○期 令和○○年 月 日から 令和○○年 月 日まで	元 公共						

建設工事の種類ごとに作成した工事経歴書の数字と一致する

損益計算書の完成工事高と一致する

切捨てる他、四捨五入及び切上げを認める

用紙が2枚以上になる場合、その他の建設工事の施工金額及び合計は最終ページに記入

直前3年分の工事施工金額なので、決算期を変更している場合は4期分以上となることもある

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄には、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上必要になる場合は「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

- 決算書等を参考に記入してください。
- 当てはまらない科目がありましたら、使わない科目・余白等を利用して書き込んでください。
- 千円単位をもって記入してください。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって記入しても構いません。その際には、単位の「千円」を「百万円」と直して記入してください。

財 務 諸 表

(法人用)

<p>様式第15号 様式第16号</p> <p>様式第17号 様式第17号の2 (様式第17号の3)</p>	<p>貸借対照表 損益計算書 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細書</p>
--	---

事業年度

[自	令和	年	月	日
]	至	令和	年	月	日

↑
決算期を記入

(会社名)

↑
 「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(会社名)

資 産 の 部

I 流動資産

千円

現金預金		19,138 ①
受取手形		2,130 ②
完成工事未収入金		2,246 ③
有価証券		1,202 ④
未成工事支出金		9,231 ⑤
材料貯蔵品		⑥
短期貸付金		⑦
前払費用		328 ⑧
繰延税金資産		⑨
その他		⑩
貸倒引当金	△	⑪
流動資産合計		34,275 a

a=①～⑩の合計-⑪

II 固定資産

(1)有形固定資産

建物・構築物		10,121 ①	③=①-②
減価償却累計額	△	2,115 ②	8,006 ③
機械・運搬具		4,125 ④	⑥=④-⑤
減価償却累計額	△	726 ⑤	3,399 ⑥
工具器具・備品		421 ⑦	⑨=⑦-⑧
減価償却累計額	△	182 ⑧	239 ⑨
土地			15,951 ⑩
リース資産			
減価償却累計額			
建設仮勘定			⑪
その他		301 ⑫	⑭=⑫-⑬
減価償却累計額	△	103 ⑬	198 ⑭
有形固定資産計			27,793 b

b = ③ + ⑥ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑭

(2) 無形固定資産

特許権	①
借地権	②
のれん	③
リース資産	
その他	820 ④
無形固定資産計	820 c
		c = ①~④の合計

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	①
関係会社株式・関係会社出資金	②
長期貸付金	③
破産更正債権等	④
長期前払費用	2,391 ⑤
繰延税金資産	⑥
その他	1,626 ⑦
貸倒引当金	△	⑧
投資その他の資産合計	d = ①~⑦の合計 - ⑧	4,017 d
固定資産合計	32,630 e
		e = b + c + d

Ⅲ 繰延資産

創立費	①
開業費	②
株式交付費	③
社債発行費	④
開発費	⑤
繰延資産合計	f = ①~⑤の合計	0 f
資産合計	66,905 g
		g = a + e + f

負債純資産合計と同じ
(g=x)

負 債 の 部

	千円
I 流動負債	
支払手形	①
工事未払金	2,431 ②
短期借入金	16,518 ③
リース債務	
未払金	3,162 ④
未払費用	312 ⑤
未払法人税等	⑥
繰延税金負債	⑦
未成工事受入金	10,231 ⑧
預り金	912 ⑨
前受収益	⑩
引当金	⑪
その他	⑫
流動負債合計	33,566 h
	h = ①～⑫の合計

II 固定負債		
社債	①	
長期借入金	②	
リース債務		
繰延税金負債	13,241 ③	
引当金	④	
負ののれん	1,210 ⑤	
その他	⑥	
固定負債合計	14,451 i	i = ①～⑥の合計
負債合計	48,017 j	
		j = h + i

純 資 産 の 部

千円

I 株 主 資 本

(1) 資本金		10,000	k
(2) 新株式申込証拠金		1	
(3) 資本剰余金			
資本準備金		①	
その他資本剰余金		②	
資本剰余金合計		0	m
(4) 利益剰余金		m = ① + ②	
利益準備金		800	①
その他利益剰余金			
	準備金		②
	積立金		③
	繰越利益剰余金	8,088	④
	利益剰余金合計	8,888	n
	n = ① ~ ④ の合計		
(5) 自己株式	△		o
(6) 自己株式申込証拠金			p
株主資本合計		18,888	q
			q = k + l + m + n - o + p

II 評 価 ・ 換 算 差 額 等

(1) その他有価証券評価差額金		r	
(2) 繰延ヘッジ損益		s	
(3) 土地再評価差額金		t	
評価・換算差額等合計		0	u
	u = r + s + t		

III 新 株 予 約 権

			v
純資産合計	w = q + u + v	18,888	w
負債純資産合計		66,905	x
			x = j + w

資産合計と同じ
(x = g)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

- 金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
 - 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
 - 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
 - 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)の合計と一致する

I 売上高		千円
完成工事高	56,230 A	
兼業事業売上高	16,291 B	
		72,521 C
		C = A + B
II 売上原価		千円
完成工事原価	30,676 D	
兼業事業売上原価	9,156 E	
		39,832 F
売上総利益（売上総損失）	G = A - D	F = D + E
完成工事総利益（完成工事総損失）	25,554 G	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	7,135 H	
	H = B - E	I = C - F
III 販売費及び一般管理費		千円
役員報酬	16,200 ①	
従業員給料手当	3,600 ②	
退職金	③	
法定福利費	1,168 ④	
福利厚生費	815 ⑤	
修繕維持費	171 ⑥	
事務用品費	82 ⑦	
通信交通費	503 ⑧	
動力用水光熱費	467 ⑨	
調査研究費	⑩	
広告宣伝費	423 ⑪	
貸倒引当金繰入額	⑫	
貸倒損失	⑬	
交際費	1,502 ⑭	
寄付金	⑮	
地代家賃	1,506 ⑯	

減価償却費	⑰		
開発費償却	⑱		
租税公課	⑲	1,821	
保険料	⑳	1,231	
雑費	㉑	1,826	
営業利益（営業損失）			31,315 J
			1,374 K
			K = I - J
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	①	131	L = ① + ②
その他	②	568	699 L
V 営業外費用			
支払利息	①	31	
貸倒引当金繰入額	②		
貸倒損失	③		M = ① ~ ④ の合計
その他	④	29	60 M
経常利益（経常損失）			2,013 N
			N = K + L - M
VI 特別利益			
前期損益修正益	①	24	O = ① + ②
その他	②		24 O
VII 特別損失			
前期損益修正損	①		P = ① + ②
その他	②		P
税引前当期純利益（税引前当期純損失）			2,037 Q
法人税、住民税及び事業税		70	R = ① ± ②
法人税等調整額			70 R
当期純利益（当期純損失）			1,967 S

雑費に関する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の1/10を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて記入、雑費には計上しない

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

		千円
I 材料費	10,296 A	
II 労務費 (うち労務外注費)	2,950 B	
III 外注費	8,212 C	
IV 経費 (うち人件費)	9,218 D	
完成工事原価	E 30,676	
	$E = A + B + C + D$	

臨時的な作業員(アルバイト)等の賃金

現場でかかった費用をすべて記入
(工事実績がある場合は必ず計上)

損益計算書の完成工事原価と同じ
(E=D)

- ・現場で作業する常勤の社員・従業員の給料手当等を記入してください。使用人数(様式第4号)に記入した技術関係使用人の数に見合うだけの給料等が計上されていることが必要です(ただし、役員分は除く)。
- ・IIの労務費及び損益計算書の「III販売費及び一般管理費」の従業員給料手当とは区別して計上してください。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 至
 令和 年 月 日
 令和 年 月 日

(会社名)

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計	
	資 本 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計				繰 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 換 算 差 額 合 計	新 株 予 約 権		
	資 本 金	資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	繰 延 損 益	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計						其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
当期首残高	5,000			800		6,121	6,921	△	11,921							11,921
当期変動額																
新株の発行	5,000								5,000							5,000
剰余金の配当						△	△	△								△
当期純利益						1,967	1,967		1,967							1,967
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計	5,000					1,967	1,967		6,967							6,967
当期末残高	10,000			800		8,088	8,888	△	18,888							18,888

記載要領

1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるように明瞭に記載すること。

2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。

この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬^{ミヤド}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 当期純利益又は当期純損失
- (2) 新株の発行又は自己株式の処分
- (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の消却

- (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- (7) 株主資本の計数の変動
- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合は、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

○ 注 記 表

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

注

- | | | |
|---|---|------------------------|
| 1 | 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 | 該当なし |
| 2 | 重要な会計方針 | |
| | (1) 資産の評価基準及び評価方法 | 棚卸資産は最終仕入原価法によっている。 |
| | (2) 固定資産の減価償却の方法 | 法人税法の規定による定率法によっている。 |
| | (3) 引当金の計上基準 | 該当なし |
| | (4) 収益及び費用の計上基準 | 完成工事高の計上は工事完成基準によっている。 |
| | (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 | 税抜方式によっている。 |
| | (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 | 該当なし |
| 3 | 会計方針の変更 | 該当なし |
| 4 | 表示方法の変更 | 該当なし |
| 5 | 会計上の見積りの変更 | 該当なし |
| 6 | 誤謬の訂正 | 該当なし |
| 7 | 貸借対照表関係 | |
| | (1) 担保に供している資産及び担保付債務 | |
| | ① 担保に供している資産の内容及びその金額 | 該当なし |
| | ② 担保に係る債務の金額 | 該当なし |
| | (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額 | |
| | 受取手形割引高 | 0千円 |
| | 裏書手形譲渡高 | 0千円 |
| | (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務 | 該当なし |
| | (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務 | 該当なし |
| | (5) 親会社株式の各表示区分別の金額 | 該当なし |
| | (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 | 該当なし |
| 8 | 損益計算書関係 | |
| | (1) 工事進行基準による完成工事高 | 該当なし |
| | (2) 売上高のうち関係会社に対する部分 | 該当なし |
| | (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 | 該当なし |
| | (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | 該当なし |
| | (5) 関係会社との営業取引以外の取引高 | 該当なし |
| | (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。） | 該当なし |

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式 20,000株**
 (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
 (3) 剰余金の配当 **該当なし**
 (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

10 税効果会計 **該当なし**

11 リースにより使用する固定資産 **該当なし**

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況 **該当なし**
 (2) 金融商品の時価等 **該当なし**

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況 **該当なし**
 (2) 賃貸等不動産の時価 **該当なし**

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針 **該当なし**

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容 **該当なし**

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額 **記載省略**
 (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失 **記載省略**

16 重要な後発事象 **該当なし**

17 連結配当規制適用の有無 **該当なし**

18 その他 **該当なし**

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続すると

の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びひょう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬^{びひょう}の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

○ 資本金が1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債の合計金額が200億円以上の株式会社が許可申請、変更届出書(決算報告)をする場合は、財務諸表に加えて附属明細表(様式17号の3)も添付してください。
○ 上記に該当しなければ、提出する必要はありません。

様式第十七号の三 (第四条、第十条関係)

○ 附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

(単位：千円)

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

5 関係会社有価証券明細表

(単位：千円)

株	銘柄	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
		一株の金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	
式												
	計											
社	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要				
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額					
債		千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	計											
その他の有価証券												
	計											

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

9 関係会社借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別な利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別な条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。

- 株式会社のみ提出してください。
- 様式は任意です。
- 営業の概要、会社の概況等を記入してください。

○ 事業報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(株)○○建設

建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は全力をあげて受注に努力しました結果、受注高は××千円余と前期に比較して××%増となり、売上高は××千円余と前期比××%増となりました。

利益につきましては、当期利益では××千円余、前期比××%増となりました。

建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事につきましても発注量は伸び悩むものと思われまますので、受注競争はますます厳しくなるものと思われまます。

当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結集して社業の発展・業績の向上に邁進いたす所存です。

○ (個人) 貸借対照表 ○ 損益計算書

(建設業法で定める様式で作成)

財務諸表

(個人用)

様式第18号 貸借対照表
様式第19号 損益計算書

事業年度 [自 令和 年 月 日]
[至 令和 年 月 日]

「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

(商号又は名称) _____

「消費税抜」

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	_____	
受取手形	_____	
完成工事未収入金	_____	
有価証券	_____	
未成工事支出金	_____	
材料貯蔵品	_____	
その他	_____	
貸倒引当金	△ _____	
流動資産合計	_____	
II 固定資産		
建物・構築物	_____	
機械・運搬具	_____	
工具器具・備品	_____	
土地	_____	
建設仮勘定	_____	
破産更生債権等	_____	
その他	_____	
固定資産合計	_____	
資産合計	_____	

直前3年の各事業年度における
工事施工金額の合計と一致する

負債の部

I 流動負債		
支払手形	_____	
工事未払金	_____	
短期借入金	_____	
未払金	_____	
未成工事受入金	_____	
預り金	_____	
引当金	_____	
その他	_____	
流動負債合計	_____	

II 固定負債

長期借入金	_____
その他	_____
固定負債合計	_____
負債合計	_____

純資産の部

期首資本金	_____
事業主借勘定	_____
事業主貸勘定	△ _____
事業主利益	_____
純資産合計	_____
負債純資産合計	_____

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

「消費税抜」

様式第十九号 (第四条、第十条関係、第十九条の四関係)

損益計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(商号又は名称) _____

I 完成工事高		
II 完成工事原価		
材料費	_____	
労務費	_____	
(うち労務外注費 _____)		
外注費	_____	
経費	_____	
完成工事総利益 (完成工事総損失)	_____	
III 販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	_____	
退職金	_____	
法定福利費	_____	
福利厚生費	_____	
維持修繕費	_____	
事務用品費	_____	
通信交通費	_____	
動力用水光熱費	_____	
広告宣伝費	_____	
交際費	_____	
寄付金	_____	
地代家賃	_____	
減価償却費	_____	
租税公課	_____	
保険料	_____	
雑費	_____	
営業利益 (営業損失)	_____	
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	_____	
その他	_____	
V 営業外費用		
支払利息	_____	
その他	_____	
事業主利益 (事業主損失)	_____	

- 確定申告書等を参考に記入してください。
- 当てはまらない科目がありましたら、使わない科目・余白等を利用して書き込んでください。
- 千円単位をもって記入してください。

財 務 諸 表

(個人用)

様式第18号 貸借対照表

様式第19号 損益計算書

令和 年 月 日

(商号又は名称)



「消費税抜」、「消費税込」の別を記入

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(商号又は名称)

資 産 の 部

I 流 動 資 産		千円
現金預金	5,681	①
受取手形		②
完成工事未収入金	2,367	③
有価証券	1,920	④
未成工事支出金	3,182	⑤
材料貯蔵品		⑥
その他		⑦
貸倒引当金	△	⑧
流動資産合計	13,150	a
		a = ①～⑦の合計 - ⑧
II 固 定 資 産		
建物・構築物		①
機械・運搬具	8,126	②
工具器具・備品	3,211	③
土 地	518	④
建設仮勘定		⑤
破産更生債権等		⑥
その他	1,260	⑦
固定資産計	13,115	b
資産合計	26,265	c
		c = a + b

負債純資産合計と同じ
(c = 次ページのh)

負 債 の 部

I 流 動 負 債	千円
支払手形	1,158 ①
工事未払金	2,161 ②
短期借入金	③
未払金	④
未成工事受入金	3,124 ⑤
預り金	⑥
引当金	⑦
その他	⑧
流動負債合計	6,443 d
	d = ①~⑧の合計
II 固 定 負 債	
長期借入金	①
その他	②
固定負債合計	e = ① + ② e
負債合計	6,443 f
	f = d + e

純 資 産 の 部	
期首資本金	12,316 ①
事業主借勘定	5,218 ②
事業主貸勘定	△ 4,623 ③
事業主利益	6,911 ④
純資産合計	g = ① + ② - ③ + ④ 19,822 g
負債純資産合計	26,265 h
	h = f + g

前年度の純資産合計と一致する

損益計算書の事業主利益と同じ (④ = H)

資産合計と同じ (h = 前ページのc)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金——前期末の資本合計
 - 事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
 - ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(商号又は名称)

直前3の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の合計と同じ

千円

I 完成工事高

56,230 A

II 完成工事原価

材料費	臨時的な作業員（アルバイト）等の賃金	16,231 ①	現場でかかった費用・現場で作業する常勤の社員・従業員の給料手当等はすべてここに記入
労務費		5,186 ②	
（うち労務外注費		10,321 ③	
外注費		9,218 ④	
経 費		40,956 B	
			B=①～④の合計
完成工事総利益（完成工事総損失）			15,274 C
			C = A - B

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	事務職員分	3,600 ①	「雑費に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の1/10を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて記入、雑費には計上しない
退職金		②	
法定福利費		640 ③	
福利厚生費		517 ④	
維持修繕費		278 ⑤	
事務用品費		212 ⑥	
通信交通費		312 ⑦	
動力用水光熱費		85 ⑧	
広告宣伝費		815 ⑨	
交際費		⑩	
寄付金		⑪	
地代家賃		1,260 ⑫	
減価償却費		⑬	
租税公課		201 ⑭	
保険料		361 ⑮	
雑 費		111 ⑯	
			D = ①～⑯の合計
営業利益（営業損失）			8,392 D
			6,882 E
			E = C - D

千円

IV 営業外収益

受取利息配当金 210 ①

その他 _____ ②

210 F

F = ① + ②

V 営業外費用

支払利息 181 ①

その他 _____ ②

G = ① + ②

181 G

事業主利益 (事業主損失)

6,911 H

H = E + F - G

貸借対照表の事業主利益と同じ (H = 純資産の部④)

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

【案内図】



◎ 申請等の受付

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

複数の申請等をする場合は、午前9時又は午後1時の提出に御協力をお願いします。

新規申請や業種追加申請の審査には時間を要しますので、受付終了時刻より早めに御来庁ください。